

答申第34号

鎌公審査第 10 号

平成13年6月14日

鎌倉市長 竹内 謙様

鎌倉市公文書公開審査会

会長 若杉明

公文書一部公開決定に対する異議申立てについて（答申）

平成12年10月20日付で諸問された名越クリーンセンターのダイオキシン  
類削減等対策工事に関する入札参加者の見積書の一部公開決定の件（第40号）に  
ついて、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

名越クリーンセンター「ダイオキシン類削減対策工事」に関する、入札にかかる鎌倉市入札参加業者等選考委員会会議録、契約書及び添付書類並びに入札参加者の見積書の各文書（以下「本件文書」という。）のうち、見積書の内訳書の金額欄を非公開としたのは妥当ではなく、その全部を公開すべきである。

## 2 異議申立ての主張の要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

鎌倉市長が、平成12年9月19日付けで異議申立て人に対しました、公文書一部公開決定処分の取消しを求めるというものである。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立て人の主張の要旨は、次のとおりである。

鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第2号を理由としてその公開を拒否している「金額」の情報は、秘密として保護されるべき企業秘密とみなすことはできない。

又、公正な入札を原則とする自治体の契約に関連して、非公開を前提に見積等の提出をさせることが、はなはだ不適切であることは当然で、仮に、市が本件の公開拒否を維持しようとするのであれば、情報を公開することにより、関係法人がどのようにして、いかなる不利益を被るのか、又、その程度は公開の公益を犠牲にしても保護を与るべき域に達しているのか、具体的に検証し、説明すべきものと考える。

## 3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を一部公開とした理由は、次のとおりである。

### (1) 本件文書のうち一部公開とした部分の概要と根拠条文

入札参加者の工事費内訳書における金額欄の数字

（条例第6条第1項第2号該当）

### (2) 条例第6条第1項第2号該当性について

ア ダイオキシン類削減等対策工事に係る入札参加者の工事費内訳書における金額欄の数字は、ごみ処理方法の法人からの見積金額で、このようなごみ処理施設については、主要機器がプラントメーカーの特許やノウハウの集積でこの工事費内訳書に集約されていると考えられる。

イ 鎌倉市公文書公開事務取扱要領第2の第三者情報の事務取扱いに基づき、該当法人3社につき調査を行ったところ、全ての入札参加者から、公開することにより営業活動等への影響が大きいとの回答を受け、総合的に判断した結果、公開すると営業活動に著しい支障が生じる等の影響が大きいと判断し、非公開とした。

ウ 同号ただし書きア、イ、ウは、法人等に関する情報で、公益上の理由から法人等に明らかに不利益を与えても、なお公開すべき理由のある特定の情報について規定したものであるが、本件文書はいずれにも該当しないと判断した。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 本件文書について

本件文書は、名越クリーンセンター「ダイオキシン類削減対策工事」に関する、入札にかかる鎌倉市入札参加業者等選考委員会会議録、契約書及び添付書類並びに入札参加者の見積書で、これらのうち、見積書の内訳書に見積金額の情報が記載されている。

##### (2) 条例第6条第1項第2号該当性について

ア 条例第6条第1項第2号本文は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）についての情報又は事業を営む個人の当該事業についての情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」は公開しないことができる旨規定している。

これは、法人等の事業活動上の利益はこの条例においても保護されるべきものであるという観点から、法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報は、公開しないことができるとしたものである。

イ 法人等に「明らかに不利益を与えると認められる」情報とは、生産技術や営業活動等についての情報であるが、それらに該当する典型的なものとしては、技術上又は販売上のノウハウに関する情報などがある。具体的には、設計図等に表示された設計者の考案、工夫、施設・設備の規模や構造、販売単価の基礎となる原価額、資金調達の方法、交渉の計画方針などが考えられる。

ウ 条例の趣旨から、法人等についての情報は、原則公開を旨とするところであるが、本件文書については、これらの具体的な不利益に及び得ることも懸念し、第三者の情報として当該法人各社に対し、意見の聴取も行った。その結果、法人に重大な不利益を及ぼすと認められるような具体的な事由は見当たらなかった。

エ 以上のことから、本件文書の見積書の金額からはノウハウ等が具体的に分かるものとは言えず、これらを公開したとしても、当該法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

したがって、条例第6条第1項第2号には該当しないものと判断する。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

(別紙)

審査会の処理経過

年月日	処理内容
12. 10. 20	諮詢（諮詢第40号）
10. 26	実施機関に対し、一部公開拒否理由説明書の提出を要請
11. 9	実施機関から一部公開拒否理由説明書を受理
11. 13	異議申立人に一部公開拒否理由説明書の写しを送付及び意見書の提出を要請
11. 27	異議申立人から意見書を受理及び実施機関に意見書写しを送付
13. 1. 16	異議申立人から意見陳述及び実施機関から一部公開拒否理由説明を聴取
2. 14	審議
3. 6	審議
4. 11	審議
5. 9	審議
6. 14	答申